（連結の範囲）

第三条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第五十四条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第六十八条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　［略］

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第七十二条　標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目（パーセント）	オフ・バランス取引の種類	備考
［略］		
百	七　信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補塡信託契約等をいう。

（連結の範囲）

第三条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第五十四条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第六十八条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　［同上］

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第七十二条　標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目（パーセント）	オフ・バランス取引の種類	備考
［同上］		
百	七　信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。